

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本特記仕様書(以下仕様書という)は、増間浄水場ろ過池更生工事の一切に適用される。

2 施工施設

南房総市増間 523 番地

3 工事期間

工事期間を厳守し、一切の工事を完了しなければならない。

履行期限は、令和9年2月19日とする。

4 法、基準、規約等の遵守

受注者は工事の施工・機器の据付にあたって、次の各事項に準拠すること。

- ・ 建築基準法
- ・ 日本工業規格(JIS)
- ・ 道路交通法
- ・ 日本農林規格(JAS)
- ・ 騒音規制法
- ・ 日本水道協会規格(JWWA)
- ・ 労働基準法
- ・ 消防法
- ・ 職業安定法
- ・ 電気事業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 経済産業省電気設備技術基準
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ (社)日本電機工業会規格(JEM)
- ・ (社)日本電線工業会規格(JCS)
- ・ (社)日本蓄電池工業会規格(SBA)
- ・ (社)日本照明器具工業会規格(JIL)
- ・ (社)日本電機協会 内線規程
- ・ 水道施設設計指針(日本水道協会)
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)
- ・ 水道維持管理指針(日本水道協会)
- ・ 千葉県建設工事適正指導要綱
- ・ その他

なお、これら諸法規の運用適用にあたり、要する費用は受注者の負担とする。

5 疑義の解釈

仕様書および設計書に明示されていない事項があるとき、または内容に疑義が生じた場合は、

すべて発注者の解釈により定める。

また、受注者は製作、施工にあたって本設備完成上当然必要と思われるものについては、設計図書に記載がなくても異議なく施工すること。

6 監督員

仕様書中「監督員」とは、発注者の指定する当該工事を監督する職員をいう。

7 書類の提出

工事に先立ち、受注者は発注者の定める様式により、指定の日までに次の書類を提出しなければならない。

また、提出した書類に変更が生じたときは、請負者は速やかに変更届を提出しなければならない。

- 1) 着工届
- 2) 工程表
- 3) 現場代理人および主任技術者届
- 4) 施工計画書
- 5) 工事打合せ簿
- 6) 工事日誌
- 7) 材料各種試験
- 8) 工事写真
- 9) 工事竣工図面
- 10) その他監督員が指示する書類

8 工事日報および工事月報

受注者は工事実施状況を記録した工事日報、工事写真および毎日の工事進行状況を記録した工事月報を提出しなければならない。

9 工事写真

受注者は工事の進行に伴い、自己の負担において次の事項について記録写真を撮影した工事写真を提出しなければならない。

- 1) 工事着手前および完成後の全景写真
- 2) 施工中並びに施工方法の記録
- 3) 後刻検査が困難または不可能な箇所および作業状況
- 4) その他監督員が指示するもの

1 0 書類の提出部数

受注者は工事に必要な各種試験および計算書を、発注者の指定する部数提出すること。

また工事日報、工事写真、工事竣工図書、その他仕様書に決められた事項および監督員の指示する書類も同様とする。

1 1 打合せ

(1) 施行にあたっては、工事着手前に監督員と本工事に関する詳細を打合せなければならない。

なお、本工事に関して疑義を生じた場合は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けること。

受注者の専決は固く禁ずるものとする。

(2) 受注者は定期的に監督員と綿密に協議して、精度の高い工事を実施すること。

1 2 申請および手続き

受注者は法令で定められた関係諸官公庁への報告、届出、許可認可申請等の手続き一切を代行するものとする。

この際、官公庁より所定の指示があった場合は、速やかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

1 3 工事の施工

受注者は工事施工および施行順序について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

1 4 工程管理

受注者は承諾を得た工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

1 5 保安施設の設置

受注者は保安施設基準による設備、標識を設けなければならない。また受注者は器材運搬等工事のために使用する公道または私道について、その管理者または占有者の承諾を受け、紛争を起こさないよう努力するとともに、常に維持補修に万全を期さなければならない。

1 6 工事標識の設置

工事現場には工事件名、場所、期間、事務所名、受注者の名称等を記載した工事標識を所定の場所に設置しなければならない。

1 7 現場事務所

受注者は必要に応じて現場事務所、宿舍、材料置場等を設けるときは、工事に支障のないようにしなければならない。

1 8 工事用電力および工事用水

工事用電力および工事用水設備は、受注者の負担において行わなければならない。

1 9 材料

本工事に使用する材料は、原則として JIS および JWWA の規格に適合したものでなければならない。

2 0 材料および機器類の製作

材料および機器類の製作については、購入または製作させようとする製作会社一覧表を作成の上監督員の承諾を得ること。

2 1 材料置場

受注者は工事施工に必要な仮設物、主要機械設備および材料置場等の配置計画ならびに段取りについて、あらかじめ監督員と協議し承諾を得なければならない。

また、民有地を使用する場合の土地の借上げおよび補償等は、すべて受注者の負担において行わなければならない。

2 2 危険物の取扱い

工事にあたり危険物を使用する場合には、その保管および取扱いについて関係法令の定めるに従い、万全の方策を講じなければならない。

2 3 天災に対する安全対策

豪雨出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常に対応できる準備をしておかなければならない。

2 4 事故の報告

受注者は工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない

2 5 工事の検査

仕様書または監督員が指定した構造物の床掘り終了後、基礎工施行の前後、配筋完了時、型枠完了時あるいはあらかじめ監督員が指示した箇所など主要な工事段階の区切り等には監督員の検査を受けなければならない。

2.6 検査の立会い

工事の完成検査，一部完成検査，中間検査にあたって，受注者または現場代理人は主任技術者とともに当該工事に必ず立ち会わなければならない。

また，検査に際してあらかじめ出来形図資料受払簿，工事日報，その他検査官，監督員が指示する資料および記録を準備して検査にあたるものとする。

2.7 後片付けおよび清掃

工事場所内外の後片付けおよび清掃等に努めなければならない。

2.8 指定製造業者

本工事に使用する機器，材料は事前に監督員に製造業者の承諾を得てから使用するものとし，同一材料に対しては一社製品を使用すること。また，工事期間中に指定業者より優秀な新製品が現れた場合は，監督員の承諾を得て使用することができる。